

座間市電気自動車等用充電設備導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会を実現するため、市内に電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下、「電気自動車等」という。）の充電が可能な充電設備の導入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、座間市補助金等の交付に関する規則（平成6年座間市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載されたリチウムイオン蓄電池によって駆動され、電動機を原動機とする内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。次号において同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているものをいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (3) 充電設備 電気自動車等に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共にする、一基当たりの定格出力が10キロワット以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - イ 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50キロワット以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。
 - ウ 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する一基当たりの定格出力が10キロワット未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - エ 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200ボルト対応の電気自動車等専用のプラグ差込口をいう。
 - オ 充電用コンセントスタンド 充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所、事業所又は駐車場を有する法人又は個人事業者をいう。
- (5) マンション等 一棟の建物が、共有部分を除き、構造上、数個の部分に区画され各区画がそれぞれ独立して住居に供される集合住宅をいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第7条に規定する補助の対象となる者が、市内に充電設備を購入し、及び設置する事業とする。

(補助対象設備)

第4条 補助の対象となる充電設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「N e V」という。）が定めるクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の対象となる充電設備であること。
- (2) 新たに購入し、及び設置する未使用の充電設備であって、新品のものであること。
- (3) 充電するに当たり、他のサービスの利用又は物品の購入を条件とするものでないこと。ただし、駐車料金の徴収は、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象設備の購入及び設置に係る費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる設備に応じ当該各号に定める額と、補助対象経費の実支出額（国又は他の地方公共団体の補助を受ける場合は、当該補助額を控除した額）とを比較して少ない方の額とする。

- (1) 急速充電設備 20万円
- (2) 蓄電池付急速充電設備 20万円
- (3) 普通充電設備 2万円
- (4) 充電用コンセント 2万円
- (5) 充電用コンセントスタンド 2万円

(補助対象者)

第7条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 事業者
 - イ 市内にあるマンション等の管理組合法人又は管理組合の代表者
 - ウ その他市長が認める者
- (2) 市税（延滞金を含む。）を滞納していない者
- (3) 補助金が交付された充電設備の位置情報及び利用対象者の範囲を市ホームページ等に掲載することに同意する者

(交付の要望)

第8条 規則第5条第1項ただし書の規定により、補助金等交付要望書の提出を省略するものとする。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電気自動車等用充電設備導入支援補助金交付申請書（第1号様式）に別表第1に掲げる書類を添えて、充電設備の設

置工事をする日の１４日前までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第１０条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合において、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、その旨を電気自動車等用充電設備導入支援補助金交付決定通知書（第４号様式。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

２ 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

（変更等の承認）

第１１条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ電気自動車等用充電設備導入支援補助事業変更・中止・廃止申請書（第５号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、補助事業の内容を変更しようとするときは、変更しようとする内容が確認できる書類を添付しなければならない。

２ 市長は、前項に規定する申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果を電気自動車等用充電設備導入支援補助事業変更・中止・廃止承認（不承認）通知書（第６号様式）により、補助事業者に通ずるものとする。

（実績報告）

第１２条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日又は市の会計年度が終了した日の翌日から起算して３０日以内に電気自動車等用充電設備導入支援補助事業実績報告書（第７号様式）に別表第２に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１３条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、電気自動車等用充電設備導入支援補助金交付額確定通知書（第８号様式）により補助事業者に通ずるなければならない。

（補助金の交付）

第１４条 補助金は、補助事業者が補助事業を完了した後において交付するものとし、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、電気自動車等用充電設備導入支援補助金交付請求書（第９号様式）を市長に提出しなければならない。

２ 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適正であることを確認の上、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第１５条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他この告示又はこれに基づき市長が行う処分に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第24条ただし書きの規定による市長が定める期間は、5年とする。

2 補助事業者は、規則第24条の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、電気自動車等用充電設備処分承認申請書（第10号様式）に処分の内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 規則第24条の規定に反して財産を処分した場合は、前条の規定により当該補助金のうち充電設備の使用月数を基に算出した金額を返納しなければならない。

(処分の承認の決定)

第18条 市長は、前条第2項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を電気自動車等用充電設備処分承認（不承認）通知書（第11号様式）により補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得する財産については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的かつ安全な運用を図らなければならない。

(調査)

第20条 申請者は、市長がデータの提供その他の協力を要請するときは、これに協力するものとする。

(手続代行者)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る申請等の手続について、業者等に委任することができる。

(実施細目)

第22条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月15日から施行する。

別表第 1（第 9 条関係）

交付申請時に必要な添付書類
(1) 次に掲げる者ごとにそれぞれ定める書類 ア 事業者 市内に事務所、事業所又は駐車場を有することを証する書類の写し イ マンション等の管理組合 次に掲げる書類 (ア) 市内に所在するマンション等であることを証する書類の写し (イ) マンション等の管理組合の現在の代表者が選任されたことを証する書類の写し (ウ) 充電設備の設置について住民総会での決議又は理事会での合意がされていることを証する書類の写し (エ) 代表者の本人確認書類（免許証、個人番号カード、旅券等）の写し ※顔写真のない本人確認書類については、2 点以上提出すること。 ウ その他市長が認める者 市長が必要と認める書類 (2) 見積書（充電設備の購入及び設置に要する費用が確認できるもの。内訳を含む。）の写し (3) 充電設備の型式、規格等が確認できる仕様書、カタログ等 (4) 設置予定場所の位置図及び配置図 (5) 要部写真（充電スペースの全景、充電設備本体の設置予定場所が確認できるもの） (6) 市税納付状況確認同意書（第 2 号様式） (7) 収支予算書（第 3 号様式） (8) その他市長が必要と認める書類

別表第 2（第 12 条関係）

実績報告時に必要な添付書類
(1) 充電設備の購入及び設置工事費用の支払を証する領収書の写し (2) 充電設備の保証書（メーカー名、型式、製造番号、保証期間等が確認できるもの）の写し (3) 設置場所の位置図及び配置図 (4) 要部写真（充電スペースの全景、充電設備本体の設置場所及び充電設備の銘板（メーカー名、型式及び製造番号）が確認できるもの） (5) その他市長が必要と認める書類